

◎一般給付金等請求期限について

一般給付金（結婚祝金・出産祝金・入学祝金・傷病見舞金・災害見舞金・死亡弔慰金）および人間ドック助成金の請求権は事由が生じた日から1年間です。ただし、傷病見舞金については復職（又は退職）の日から1年間です。1年を過ぎると無効となりますのでお気をつけください。

ついては、今年度（令和2年4月）入学された方の入学祝金請求期限は令和3年3月31日（受理）までですので、請求もれがないかご確認の上、請求されていない場合は早急にご請求くださるようお願い致します。

また、来年度（令和3年度）入学される予定の方の入学祝金は、4月以降にご請求ください。

請求用紙の在庫が無いようでしたら、共済会まで連絡し取り寄せてください。

※なお、一般給付金の添付書類はすべて、写し（コピー）で結構です。

◎退職金の給付時期について

退職金の給付までには当会で書類（脱退届）を処理してから、概ね1か月～1か月半ほどお時間を頂戴しております。退職日からの起算ではなく、当会で脱退届を受け付けた日からになりますのでご注意ください。

◎個人情報の開示について

共済会では、会員様個々の情報について会員様ご本人または共済契約者様の開示請求に基づき、通年個人情報開示をさせて頂いております。

例えば…今月末で退職した場合の具体的な退職金額が知りたい 等、具体的に退職金を知りたい場合は、個人情報開示請求をしてください。※通年受付しております。

また、「個人情報開示請求書」はダウンロードしてご利用頂けるよう、共済会のホームページに掲載しております。

検索サイトで

大阪民間共済会

検索

共済会ホームページ→トップページ→個人情報保護について
→個人情報開示等のお手続きについて

コロナ禍を題材にした川柳を募集します!!

コロナ禍を機に、いままでの常識が大きく変わってしまうような状況が続いています。

皆様の周りでも様変わりしたことも多くあると思います。

そういった経験を川柳にしてみませんか。ご投稿頂いた会員様にはプレゼント（粗品）をご用意致します。

また、ご投稿頂いた作品の中から大阪府社会福祉協議会従事者部会常任委員会のご協力を頂き、共済会だよりに掲載するものを選出させていただきます。（優劣をつけるものではありません。）

募集要項

題 材：コロナ禍に関するもの

応募方法：施設番号 所属施設 会員番号 お名前を記載のうえ、郵便 ハガキ E-mail等でご提出ください。共済会だよりに出選された作品には所属施設・お名前の掲載を致しますので了承の上ご応募ください。

期 日：令和3年2月末日

*川柳とは、5・7・5の17音で構成され、季語などを意識しなくてもよいものです。

*お一人で何句でもご応募できますが、粗品は1会員につき一つです。